

個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川」宣言

所得税の源泉徴収義務のある事業者の方は、地方税法により個人住民税についても、特別徴収の方法により毎月の給与から税金を差し引いて、従業員等の納税者に代わって納税することが義務付けられています。

しかし、特別徴収の制度が正しく理解されていないことなどから、県内の給与所得者360万人（退職者等を含む）のうち、特別徴収による納税者は259万人と、約7割にとどまっています。

特別徴収は、事業者の方が納税者の個人住民税をまとめて納税するため、個々の納税者にとっては、金融機関等に出向く手間が省け、納め忘れを防ぐとともに、納期が年12回となり、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなることから、負担感が緩和される効果もあります。

神奈川県と県内全市町村は、特別徴収制度の適正運用を通じて、納税者の利便性向上及び安定した税収確保のため、一致協力して事業者や従業員の皆様への周知を図りながら、「オール神奈川」で次のとおり特別徴収の推進に取り組みます。

県内の33市町村は、平成28年度までに、特別徴収義務者となるべき事業者に対して、一斉に特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行います。

平成26年7月29日

神奈川県地方税収対策推進協議会
会長 黒川 雅夫（神奈川県副知事）